

平成 23 年 1 月 20 日開催

横浜市特別職職員議員報酬等審議会（第 1 回）議事録

(1) 日時・開催場所

平成 23 年 1 月 20 日（木）10 時～正午・横浜市庁舎 2 階応接室

(2) 出席者

有田委員、小川委員、加藤委員、佐野委員、西ヶ谷委員、野村委員、松井委員

(3) 欠席者

今井委員、佐々木委員、水地委員

(4) 開催形態

公開

(5) 議題

横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例第 2 条の 2 に基づく意見聴取

(6) 議事

下記のとおり

◎開会

○開会挨拶（事務局）

○各委員挨拶

有田委員

おはようございます。横浜市消費生活推進員をやっております、有田多津子と申します。横浜市消費生活推進員というのは、市の代表というのではありませんので、18 区のそれぞれの代表しかおりません。それで、私は瀬谷区で代表をさせていただいております。推薦を受けてお受けしたもの、一般的の主婦ですから、こういう席というのも本当に初めてで、とても緊張しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

小川委員

横浜銀行協会の会長をしております小川でございます。横浜銀行自身は、昨年 90 周年を迎えることができました。どうぞよろしくお願ひいたします。

加藤委員

神奈川新聞の加藤と申します。おはようございます。私は、初めてで、前任の千葉から引き継ぎを受けたわけですが、いろいろ説明を聞いているうちに、大変なことを引き受けたと思っています。一生懸命やらせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

佐野委員

東京都小平市にあります嘉悦大学の、名前だけですけど名誉学長でございまして、前身は慶應大学にいまして、神奈川県にご縁があるところでございます。よろしくお願ひいたします。

西ヶ谷委員

おはようございます。横浜市 18 区あります区のそれぞれの連合会長の連合会の中から私がこの委員ということで出させていただいています。私は、泉区の連合会長をやっております西ヶ谷と申します。よろしくお願ひいたします。

野村委員

おはようございます。神奈川県下で働く 37 万人のメンバーで構成しております連合神奈川

の会長の野村です。よろしくお願ひいたします。

松井委員

おはようございます。横浜市女性団体連絡協議会の会長の松井佑子と申します。歴史は古く、昭和の28年から横浜市女性団体、婦人団体という名前で来ておりますが、少し高齢化してきておりまして、私たちの運動があまり最近は皆さんのお目に触れる事はないと思いますが、福祉中心と申しますか、がんばっている女性団体です。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎市長挨拶

事務局

それでは、これから審議会の審議に入りますが、会長をお決め頂くまでの間、僭越ではございますが、引き続き事務局から会議の進行をさせていただきたいと思います。

まずははじめに、資料のご確認をお願いしたいと思います。会議次第、それから委員名簿、それから41ページものの資料、それから今年度の人事委員会勧告をお手元にお配りしております。それでは、資料の1ページをご覧頂きたいと思います。

1ページに、この審議会の設置条例がございますが、この第5条をご覧頂きたいと思いますが、5条 審議会に会長を置く。第2項 会長は、委員の互選により定める。というふうに規定がございます。そこでまず始めに、会長の選任をお願いしたいと思います。

どなたかご推薦をされる方がいらっしゃいましたら、ご推薦をお願いします。いらっしゃいますでしょうか。

松井委員

私は、前回も参加させていたいたのですが、佐野先生が前回もてきぱきとやっていただいて、とてもスムーズに会が進められたという思いがありますので、もしよろしければ、引き続き佐野先生に会長になっていただければ思っておりますので、いかがでございましょうか。

「委員了承」

事務局

ありがとうございます。ただいま、佐野委員をご推举するという御意見がありまして、異議なしという発言を頂きましたので、佐野先生に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは佐野先生、会長席の方へ。

佐野会長

ただ今、皆様から引き続き会長をということでございますので、皆様の御協力を頂きながら務めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、早速ですが、ただ今の条例第5条第4項の規定によりますと、会長が会長職務代理者を指名することとなっております。私からご指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「委員了承」

佐野会長

それでは、本日は所用のためご欠席ではございますけれど、前任期においても横浜商工会議所会頭にお願いしておりますので、佐々木謙二委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

「委員了承」

佐野会長

ありがとうございます。それでは、事務局から本日の資料の説明をまず願いします。

◎事務局説明

- 審議会の開催の根拠について
- 特別職の給料等の法的根拠について
- 前回の審議会の結果について
- 一般職職員の給与改定の内容について
- 市長の給料の一般職職員の改定率との均衡の状況について

佐野会長

ありがとうございました。

これまでの経緯等膨大な資料を分かりやすく整理していただいているはずでございます。ここで、今までのご説明について、何か質問などございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員

平成7年度からは改定されていない訳ですけれども、その7年度前というのは、かなり頻繁に改定は行われていたのでしょうか。

佐野会長

いかがでしょうか、7年度前はどのような状況だったんでしょうか。

事務局

今の加藤委員からのご質問でございますが、資料でお付けしている部分で36ページ、37ページに、これは横浜市だけではありませんが、政令指定都市の市長、それから議員報酬の改定の推移を付けさせていただいてございます。

横浜市については、直近で平成20、21年度ということで先ほど申し上げました地域手当の導入に伴う微修正をさせていただいている点もございますが、7年以降はないということです。それから見ていただきますと、昭和63年それから平成3年に、それぞれ報酬改定、これは増額ということで報酬改定させていただいたということがございます。議員についても、これに連動した形で改定している、という状況がございます。

佐野会長

ありがとうございました。他に何かございますか。

それではまた後ほど出していただいても結構ですので、引き続き資料の説明をお願いいたします。

◎事務局説明

- 他都市との比較について
- 他都市の報酬等の改定状況について

佐野会長

ありがとうございました。それではこれで、41ページにわたる資料の説明が全部終わつたことになりますが、前段も含めまして、資料に関しての質問がございましたらお寄せ頂きたいと思います。

小川委員

41ページの表で教えてください。平成9年度について、10年6月23日の報告日で改定必要とありますね。これはあれですか、今回、今やっているような条例に基づく一般職に改定があつたら意見を聞きなさいという、その意見が「改定が必要だ」ということであつて、その次の改定案を出す時にも意見を聞きなさいと、そこまで至らないで、当局で改定をしないという結論に至つた、とそういう理解でよろしいでしょうか。

佐野会長

お答えをお願いいたします。

事務局

ご質問にお答えします。今、小川委員がおっしゃられたとおり、改定が必要というご意見を頂いておりますが、実際に改定をするということで、2条の諮問まで至っていないという状況でございます。

佐野会長

他にございませんでしょうか。はい、野村委員。

野村委員

確認ですが、期末手当は今回一般職が4か月になりましたよね。で、当然特別職も議員さんも、当然それについて4か月になるということでおよろしいですね。

事務局

はい。

佐野会長

ありがとうございます。はいどうぞ、有田委員。

有田委員

よく分らないのでお聞きしたいのですが、地域手当っていうのは、特別職とか議員さんのみで、一般職にはないということなのでしょうか。

佐野会長

地域手当は大きな問題なので、ご説明お願いします。

事務局

地域手当でございますけれども、特別職にだけ支給されている手当ではございませんで、私ども一般職についても、横浜市の職員であれば支給されるという手当でございます。

佐野会長

昨年もいろいろ講義を伺つたんですけど、地域手当というのは、複雑に、複雑というか単純というか、ですから、「給料月額」というときは給与であつて、「支給月額」となると地域手当を含んだ額と。そういうことで区別してよろしいですね。はい、松井委員。

松井委員

その地域手当というのは、特別職も一般職も同じ割合ですか。

事務局

はい、そうです。

佐野会長

では、またどうしてもというご質問があればございますけれども、これから議論に入りたいと思います。

平成 21 年の議論と同様に、市長、副市長については地域手当を含んだ月々の支給額について、また、地域手当が支給されていない議員につきましては、月々の支給額が報酬額と同じになりますので、これについて、改定が必要なタイミングかどうかを議論するのが本日の課題でございます。

事務局からのご説明で、この議論のポイントになりそうな点をまとめてみたいと思います。

まず、1 つ目のポイントといたしましては、横浜市の特別職の給与水準は平成 7 年の改定以後据え置かれているということでございます。

次に、2 つ目のポイントですけれども、平成 7 年に改定されて以来、22 年までの一般職の給与改定率の累積は、1.67% のマイナスになっている。これは市長で考えると、額にして 26,482 円ということで、副市長や議員に当てはめると、いくらぐらいのマイナスになるかということは、もう既にはじいていると思いますけれど、何かデータはございますでしょうか。

◎事務局資料配布

佐野会長

ただいまの資料にもございますように、マイナス 1.67% の累積による額は、機械的に計算をいたしますと、一番上の段が、市長について 26,482 円のマイナスですね。

2 段目、副市長について 20,968 円

3 段目、議長について 19,992 円

4 段目、副議長について 17,993 円

5 段目、議員のうち委員会の委員長について 16,660 円

6 段目、議員のうち委員会の副委員長について 16,493 円

7 段目、議員について 16,160 円となります。

これでよろしゅうございますか。

事務局

はい。

佐野会長

それではこの市長、副市長について、累積差額がマイナス 2 万円を超えているということが確認されましたら、次に、3 つめのポイントとして、他都市との比較を考えたいと思います。これまでの比較において、大阪市、名古屋市に次ぐ水準にあるということでしたが、大阪市長の給料が、平成 23 年 1 月 1 日より 142 万円に改定されております。名古屋市は、一般職の給与改定の状況報告のみで市長等の給料等については、諮問等を特殊事情によりまして行っていないそうですが、東京都については、「引き下げ」の答申があったという説明がございました。

他の都市はどうかということですが、今年度の他都市の報酬審議会の開催状況、その結果等は、さらに分かっているところでご説明頂けますでしょうか。

◎事務局説明

他都市の報酬審議会の開催状況について

佐野会長

ありがとうございました。

今年度の他都市の報酬審議会では、「据え置き」との結論となっている都市が多いようにも見受けられますが、以上のこの3点が検討する上でのポイントになると思われますが、ご参考までに申し上げました。

それでは、これらの点も踏まえまして、改定が必要かどうか、皆さんの御意見を伺っていきたいと思います。これは改定が必要かどうかでございまして、改定が必要な場合にどれ位の改定をするかというは次のステップでございますので、まずは必要かどうかということでご意見を伺いたいと思いますが。一応、席順でよろしいですか。有田委員、何か。

有田委員

改定っていうのは、下げるということですね。

佐野会長

そういうことですね。

有田委員

結論から言えば、私は必要じゃない、必要だと思います、改定が。

佐野会長

据え置き。

有田委員

ではなくて、改定する必要があるのではないかと思います。下げる必要があるのではないかと思います。理由等は。

佐野会長

もしあれば。

有田委員

いろいろな財政とかいろいろなことを考えまして、ちょっと少しいいですか、理由等を申し上げさせていただいて。この資料は資料であるのですが、一般的な市民感情とか職員の感情とかその辺のことについてお話をさせていただきたいなと思ったのですが、まず第1番目に、私は横浜博の博覧会の赤字等というのを市民はちょっと思っていると思います。それで税金で負担が来るんだろうなという思いがある中で、そのまま据え置かれたら、この状況ですと何かよそも下がってたりすることが、状況が当たり前のような気がして、ごめんなさいね、そう思ったものですから、市民感情的にはそのまま据え置くっていうのはよくないのでないかなって思った点と。

それと2番目として、市の職員の方がこうやって下がっていて、特別職の方だけがそのまま据え置かれたら、一般の職員の方たちって、あまりよく思わないのではないかと私は思いました。やはり上の人たち、「自分たちだけが腹を痛めるんだ」ではなくて、「自分たちだけが腹を痛めないんだ」ってちょっと反感を持たれるのではないかなって私は思いました。

それと、3番目として、特別職の方とか議員さんて、会社で言えば経営的な責任の重さがあるのではないかなって。やなり財政が悪化したときには、責任を取るのは上の人たちではないのかなって、一般企業の考え方からすると、私は思いました。

よく一般企業ですと、役員の方たちは給料がパーセンテージ的にもっと大きなパーセンテ

ージで下げさせられますし、ボーナスにおいてはもっとパーセンテージが大きく下げられま
すし、最悪の場合はボーナス無しということも、企業の場合だと役員においてはあると思
います。その辺もちょっと考えたら、関係者というか上の立場なので、どうなのかなと思いま
した。

それから4番目として、私たちは人並みの生活をするときに、高収入であろうが低収入で
であろうが、やはり生活は基本的に一緒だと思います、最低の生活っていうのは。

高収入の方はもっと生活の質を上げたいというか、お考えになれば、おいしいものを食べ
たい、いいものを着たいというふうに思われればどんどんお金を使われるかもしれません、
低収入の方にとって同じ0.8%で試算したものだって上の人たちにしたら万単位になるかもし
れませんが、でも、下の本当に十何万しか所得がない人にとっては、生活が、それがキチキ
チでやっていて、それを数千円でも下げられたら何か我慢しなくてはいけないかなと、すご
く大事になると思いますが、高収入の方にとっては、1万、2万とか、私としてはあんまり
影響ないのでないかなって思います。

一般的な、基本的な生活に対して、そんなにお金は要らないのではないかとやはり思って
しまうのですけど、その辺は、あんまり痛くないお金ではないでしょうかと。ごめんなさい
ね、私、本当に一般の主婦の考え方いうふうに思ってしまったので。本当に、その位、
2万円いくらとかこんなに差が出ているのにそのまま行ってしまって、よくないのではない
かなって。そんなにこの位のお金って、もうう人たちにとってはそんなに生活に影響がない
のではないかなって思いました。

それと最後5番目ですが、では、市民、一般職員、特別職の人たちの立場を考えたときに、
やはり上の立場というのは、いくら上の人方がお偉いことを言っていても、下の人は付いて行
かないのではないかなどと。お偉いことの前に、やはり人間性とか、下の人への思いやりと
か何か持ったときに、下の人も「あ、ついて行こうかな」と、私は思うのですけど、そういう
ときにいろいろな総合的な立場のことを考えると、今回においては下げた方が、上の人たちにと
っても、お金を取るよりも捨てるこによって、市民の感情とか市の職員の感情とか
を考えると徳策というか徳を得るのではないかなど私は思いました。あの、付いて来てくださ
るのではないかなどと。引き下げる方が。だから総合的に考えて、とってもいい策になるで
はないのかというふうに私は考えました。すみません、一般の主婦なものですから。

皆さん、とんでもないことを言ったかもしれません、申し訳ありません。

佐野会長

ありがとうございました。それでは、小川委員、お願いいいたします。

小川委員

ちょっと意見を申し上げる前にもう一つだけ確認したいのですけれども、確かに自発的に手
当・報酬を返上しておられるというようなことを聞いたような気がするのですが、報酬
あるいは手当ですか、そういう状況にありますか。

あるいは、今はそうではないけれども、過去にそういうことをやったことはありますでし
ょうか。

佐野会長

その辺の事情をよろしくお願いします。

事務局

現時点においては、そのようなことはしてございません。従って、この名目ままお受取
りになっている、という形でございます。各職共ですね。

過去にということでしたら、前市長のときに、それから前市長から林市長になったときに、
なったばかりのときがそうでしたが、しばらくの間、市長が期末手当の30%分、それから副
市長が20%分を返上と言いますか、その、受け取らないという形で、臨時の条例を作つてそ
ういうことをしていた期間がございます。

なお、他都市においてもそういうことは様々行われている実態がございます。

小川委員

ありがとうございました。そうですね、昨年よりも乖離率、あるいは乖離額がちょっと開いてきているということと、確かに1%超えたの、累積で今回が初めてということですね。どこかで何かを考えるとあれば、やはり1%と、3とか5とかいう数字は一つの節目かなという気がいたします。

そういう意味では、今日伺っただけのところでどうかということであれば、考えなければならないポイントに来ているのかなという気がいたしました。

他方でお伺いしましたのは、ここでこの議論の対象となっているのは月額のところであって、これがはね返る期末手当は別に議論の対象ではない、それから、今のような自主返納とかあるいは特例の条例を定められるというのも議論の対象ではない、というところは、非常にここでの議論が部分的に制約されているような感じがするものですから、そういう別のところで決められている条件もやはり考慮に入れて、この変化を評価しなければいけないのだなという気がいたしました。

従って、やらなきやいけないのかなと思いつつ、そういう別のことをおやりになるのであれば、ここでの議論は何をしていたのかなという気もいたしますので、どちらかというと、他で定められているところには手を加えないということを一般的な前提として、ある程度改定を考えるべきかなど。今日のところは、そんな、私は感じを持っております。

佐野会長

改定をすべきということですね。

小川委員

いじるときではないかなと。そのときには、1という数字が一つの節目なのかなと、そういう気がいたしております。

佐野会長

ありがとうございます。では、加藤委員、お願ひします。

加藤委員

非常に悩ましいところですね。一般的な世の中の状況とか、先ほど有田委員がおっしゃったように市民的な感情の面から言えば、非常に厳しい経済状況の中で企業も大変な努力をしている。賃金をカットしたり、あるいはボーナスをカットしたりと、そういう努力をしていることはまぎれもない事実です。

ですから、そういう感情面とか世の中の状況を考えると、やはり引き下げということも考え方なきやいけないのかなというふうに思います。しかし、私は、そういう視点だけでいいのかということを考えます。つまり何を言いたいかというと、給与とか報酬というのは、その職責の大きさとやはり比例するものだというふうに考えます。

市長と副市長と一緒に考えていいか、議員と一緒に考えていいのかっていうこともある。少なくとも市長を考えた場合、横浜市の経営のトップです。ただ一人で誰も後ろにはいない、実質的に判断していかなければならない最高トップな訳なんですね。で、その人の責任の重さっていうようなことを考えた場合、やはりこの給料が本当に高すぎるものなのかどうかというような論点から考えると、決してそうは思えない。

他都市の状況もそうですし、それからこれまでの改定の状況は、高く上げてもいいときに抑えている。ずっと抑えていて、最近9年のところで、引き下げをしなきゃいけないんじゃないのという話が出てきたときに、据え置いたというのは、上げてもいいっていうときも抑えているというような状況を考えてのことと思う。それから単純に一般職との差額というか、単純に開きに合わせて引き下げる筋合いもないだろうという論点から、私は目くじらを立てですね、ここで改定しなきゃいけないというふうな状況ではないんじゃないかと思う。

ただ要するに、パフォーマンスとか、姿勢の問題とか、そういうふうなことはありうるかもしれません。これは例えば給料を半分にするとか、そういうことだったら意味あるかもしれませんけれども、1、2万のところの改定がどのような意味があるのかが私には非常に分からないところがあります。

ですから、ここでどうしてもすぐ結論を出せということなら、改定は必要ないんじゃないのと。ただ、もう少し時間を頂いて、いろんなご意見を伺って、判断するということが必要なのかもしれません。ただ、今の自分の直感としては、改定をするような状況とは思えないということです。

佐野会長

改定の必要がないということですか。

加藤委員

据え置きでよろしいんじゃないですか、ということです。考え方として。ただもう一つだけいいですか、さっき、小川委員もおっしゃったんですけど、これって姿勢の問題であって、期末手当とか、何かカットしたりとかいうことがあったということですね。これはひとえに経営者の、あるいは市長なり、上に立つ人の姿勢になると思うんですね。

こちらからお前は30%カットしろとかいうことじゃなくて、やはり姿勢として今の財政状況がどうかとか、あるいは市民に、負担を背負わせたり苦しみを与えるということの中で、やっぱり姿勢が必要だと。そのために先陣を切って、自分の給料や期末手当、ボーナスをカットしますよというような姿勢を示すということはあっていいと思います。

ただこの場では、そういうことは決める話ではないんですね。決める話ではないし、私自身、カットしろとか、そういうことじゃない。それは姿勢として考えていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。

佐野会長

ご意見はすべて議事録に留められますし、私ども全員参考にされる訳なんですけれども、結論をもう1回繰り返しますと、今は改定の時期ではないと。

加藤委員

時期でない。その時期かどうかの判断は難しいけれども。

佐野会長

据え置き。

加藤委員

そんな大きな乖離があるわけじゃないだろうという考えです。それから他都市の状況を見ても、横浜市が突出して多いという状況じゃないし、市長の激務とかね、よく承知しておりますので、私自身も。ですからそういう面から考えてもですね、決して無理やり引き下げなきゃいけないというような状況ではないだろうと。

佐野会長

一応据え置きということでさせていただきます。

加藤委員

はい。

佐野会長

それでは、西ヶ谷委員いかがでしょう。

西ヶ谷委員

はい。市連からの推薦ということで。

私は、結論から申し上げると、改定ですね。やはり368万の横浜市の中で、18区連合会長があつて、その下に何万という町内会の班があるわけですが、皆、それこそものすごいボランティア活動の中でいろんな生活が動き成り立っているわけですね。ですから、ただ国際都市横浜の責任者としての地位からすれば、これはもっと上げてもいいと思うんですよね。私たちの通常の会社の法人の額から言えば、「こんな程度でよくやるね」というものもある。

しかし、やはり選挙で選ばれて、そして今高齢化社会の中で、福祉の向上あるいはいろいろな環境、ゴミの問題、私たちも這いずつて町内会のいろいろなボランティアを日々行っています。そういうところの感覚から申し上げさせていただければ、これは一般職がなって、それからそのままっていうのはやはりどうかな、いかがなものかなと思います。総額から言つたら、この程度じゃ本当はやっちゃんられないよというようなものはあると思うんですよ。しかし、それとこれとは話が違いますからね。

やはりただ自発的に減額していくっていうのは、これはある意味では罰を、何か間違ったことをやつたとか、あるいはパフォーマンスでやる。こういうのはあまりやる必要もないのですけれども、やはりしかるべきときには、市民感情と言いますか、町内会で、それこそ寒い朝もゴミ出しの中でいろいろ活躍している人たちのことを考えれば、やはりそれはこういった改定率によって改定をしていくのは、これはまあやむを得ないと。やむを得ないっていうか、当然だと思うんですね。

今日はまあ公開ということで、そのまま議事録ということだから、あんまり迂闊なことは言えないよということはあるかもしれませんけれども、まあしかしね、皆さん、朝早くこの寒いのに、0度、1度、2度というときに、町内会のごみの集積所歩いてくださいよ。いかにそこに市民が黙々と、大変なボランティア活動をやっているかというような。そういう面からですね、やはりこれは責任の重大さからもっと上げてもいいようなことかもしれませんけれども、やはりこれは改定っていうのはしていかなければならぬ。

ただ議員は、これは定数も多いし、もっと下げてもいいと思うんですよ。これは別に、仕事する人はしているし、しない人はしていないからね。だからやはりこれは別に、市長とか副市長、また議員さんとはやっぱり一律に全部改定、この額の改定っていうのは別にじやなくて一律になっちゃうということですか。それがこの改定審議会ってのは。

佐野会長

それについていかがでしょう。

事務局

結論そのものはですね、個別に「議員はこう」、「市長はこう」、「副市長はこう」というふうに決めていただきますので、そのときまたご議論されればよろしいかと思います。

西ヶ谷委員

じやあ、以上です。

佐野会長

ありがとうございました。野村委員、お願いいたします。

野村委員

結論から言えばですね、改定すべき時期に来たというふうに思います。議論も皆さん方でいろいろ出していただいていますが、一つはやはり、市長の職務の重さをどのように量るかっていうのはあると思うのですが、多くの市民の皆さんのが税金ですね、事業をしているというそういう形態を考えたときにですね、今の社会状況なり、市の財政状況、こういったものを踏まえたときに、本当でしたら、市長自らがご判断をされるのが一番いいのかも分かり

ませんが、そういうことではないとすれば、審議会の委員としては、今改定すべき時期なのだろうというふうに思います。以上です。

佐野会長

ありがとうございました。それでは松井委員、お願ひいたします。

松井委員

昨年もこの件でいろいろ話し合いをして、私自身も随分考えたりしたのですけれども、私自身は結論としては、改定をした方がいいというふうに思っています。

実は、私のいる団体、先ほど申し上げましたけれども、女性団体でいろんな活動をしている団体からすれば、あらゆるもののが活動費が削減されてきているということで、皆さんの市民感情というか、活動をしている人間からすれば、金額がいくらというよりも、私は審議会があるので、私自身は改定するほうがいいなと思うながらちょっと皆さんに聞いてみたところ、高い低いよりも、やはりみんなが下がっているのだからやっぱり市長さんも下がってもらった方がいいよという意見が非常に多かったということは、ひしひしと感じながら、今日ここに伺いました。

本当にびっくりするくらい、活動費がなければ活動できないということではないのですけれども、あまりにもそういう財政面では厳しい状態を、我々地について活動している者にしては、本当にそれを感じているものですから、そういう意味も含めて、肝要というよりはそうなさった方がいいだろう、という思いで改定の必要があると、そういう思いで改定の方に賛成と。

佐野会長

ありがとうございます。

では最後ですけれども、私の意見を申し上げますと、やはり改定するべき時期ではないかというふうに考えております。長い間あまりに溜め込んでですね、それでいろいろ整理をするというのは、やはり変動の大きい時期には問題であり、なるべくそのときそのときに対応していった方が、将来においてもよろしいのではないかという、そういう単純な理由でございます。

それでは、皆さんからいろいろな御意見を頂きまして、さらに、本日欠席された委員のご意見も事前にお伺いしておりますので、ご紹介したいと思います。

今井委員につきましては、「据え置き」というご意見を頂いております。

佐々木委員につきましては、「会長に一任する。」というご意見を頂いております。

水地委員につきましては、「現行の水準が高いとは思わないが、欠席ということで、本日の審議に委ねます。」というご意見を頂いております。

これで、委員全員が出揃うことになりました、「据え置き」というご意見が欠席を含めて2名ということでございます。他の積極的に「引き下げ」という方向を打ち出されたご意見が6名でございますか。多数でございますので、本日のこの結論といたしますと、「引き下げ」という方向が出ると思われます。ということで、よろしくお詫びしますでしょうか。

そうなりますと、引き続き審議を引き下げということでお伺いすることになる訳ですけれども、引き下げの方向ということでは皆さんのご意見は一致していると思いますが、そういう結論でよろしくお詫びしますか。

「委員了承」

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、審議会の意見としましては、市長・副市長等の給料及び議員の議員報酬につきましては、これは課題もございますが、「引き下げを行うべき」という報告を文書で市長に行

うことになります。本日の議論を踏まえた報告文案について作成することになりますが、文案については私に御一任いただいて、案ができましたら事務局に調整していただくことにしたいと考えますが、よろしゅうございましょうか。

「委員了承」

佐野会長

それでは、引き下げの方向が出ました。

この後どのような審議の進め方になるのか、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。この後ですが、先ほど会長がお話になったとおり、文書で市長に本日の結果を、意見の結果を市長に伝えます。そのことを受けて、市長がですね、いくらくらいを引き下げるのかということについて、あるいは時期をいつから引き下げるのかということについて、再度、諮問という形でお諮りいたしまして、その答申を受けて具体的な改定を行うという段取りになります。

佐野会長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれをもって終了ということにしたいと思います。

はい、小川委員。

小川委員

次の諮問のときには、今の話ですと、例えば引き下げ幅というのはフリーで諮問が行われるのですか、それとも具体的なものですか。

というのは、今日のご議論の中でも、そのところはいろいろなニュアンスがあると思うのですね。それを具体的な案で来るのであればイエスかノーになってしまふという気がするのですね。ですから、もし引き下げについての考え方、いろいろなご意見をどうやってまとめていただけるのかな、という点です。

事務局

具体的な額として、諮問することもありますし、あるいは額について、ある程度委員会の方でお決めくださいといふことも、両方制度的には可能だと思っていますが、もし、今日まだお時間がありますので、少しその改定の額についての考え方についても、ちょっとご意見をいただければと思いますが、先ほどの議論を伺っている限りでは、これまでの累積がマイナスになっているということですので、その累積額を参考に、我々としてはその額を諮問することになろうかと思いますが、今は内々にそういうことは考えておりますが、何かご意見をいただければ、それに合わせた考えもまたしてみたいと思います。

佐野会長

せっかくの機会でございますので、改定引き下げという場合に、どのような考え方をすればよいのか、ご意見をぜひ伺いたいと思います。はい、野村委員。

野村委員

基本的には累積の幅で、一定の区切りのいいところと言いますか、そういうことかなというふうに感じています。

西ヶ谷委員

まあ阿吽にね、うんと下げるという訳には参りませんから、やはり一つは市民感情とか、

あるいはみんなで汗をかくとか、そういうこともありますから、やはりこの今言われた接近額のところで、常識的に収めていくと思うのですけどね。

これは仮に計算をするところになるという。かと言って、何か具体的にと言いますとあれですけれども、考え方の方向として何かございましたら。はい、加藤委員。

加藤委員

私は据え置きと言ったんですが、これは決まったのでよろしいと思いますけれども。別に、据え置きにめちゃめちゃこだわっている訳じゃないんです。

ただいろいろな意見があるということ、ただ下げればいいとかって、そういう考え方だけで、果たしていいのかという問題をやっぱり考えておかなければいけないということ。市民感情からいうと、そんな額をもらっている人はなかなかいない訳ですから、高いと思うのは当たり前だと思いますよ。ただそれだけじゃない判断もある意味必要だろうと。

それから具体的な額ですけれども、例えばこの改定率以外のところでどういう基準を持つのかっていうのが、はっきり言ってよく分からぬですね。例えば、市長が26,482円で、これを一気に5万円にするのか10万円にするのか、そういう論法があるのか。そうすると自ずとここに集約されていくのかなど。それから市長はそれでいいのかなと思いますが、例えば今、副市長は何人いらっしゃるんですか。

事務局

3人です。

加藤委員

3人ですか。3人って、全国的に見てすごく横浜だけが突出しているというような状況ではないでしょう。すごく人数が多くてですね。つまり、やっぱり人数とも関係してくるんですよ、仕事というのは。

それから議員の報酬ですが、定数については、私は、思い切って減らしてほしいという方です。その代わり、議員の報酬については今のままでもいいんじゃないかな、いっぱい働いていただこうじゃないかと。要は、数を減らして報酬まで減らしていくというやり方でいいのか。数的には減らしてほしいというふうに思いますし、西ヶ谷委員がおっしゃったように、市長と同じレベルで考えるっていうこと自体、ちょっと無理があるような感じがしてしまうがない長くなってしまふません、額の問題だけで言えば、この累積幅から逸脱してどういうふうな基準があるのかよく見えません、ということです。

佐野会長

ありがとうございました。

西ヶ谷委員

いいですか。いろいろそうやって幅広く意見で議論していくと、時間がかかりますよ。だからここは、やはりこの、この他にも期末手当とかいろいろありますよ。でも、そんなものまでひっくり返して考え出したら時間ばっかりかかるので、やはりこの引き下げ、そして常識的なところで下げていくといい。確かに議員なんか多すぎますよ。多ければじやあ数を減らせるなら議員報酬を半分にしろよ、なんて議論もあるかと思うのですけどね。

それから今の副市長の問題。本当に我々はこの市庁舎の中で、毎日その人たちを見ている訳ではないから分らないけど、本当にそんなに忙しいのかな、それは国際都市ですから、3人いても5人いてもいいのかなと。

とにかく、この枠の中に沿った議論の中でまとめていくということだと思うのですけどね。

佐野会長

大変貴重なご意見をいろいろ伺いました、これからまたどのような質問が出てくるのか、あるいは出てこないのかも見つでございますけれど、本日のところは、大変多数の意見に

よる改定の方向が出ましたものですから、ありがたいことだと思います。

それでは、他に特にご発言はございませんでしょうか。

本日の審議はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

そちらなにかございましたら、どうぞ。

事務局

最後に一言私どもの方から。

佐野会長、どうもありがとうございました。

本日はお忙しい中、大変長時間に渡りまして熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

皆様から頂いたご意見を、貴重なご意見ですので、後日、文書にさせていただいて、佐野委員長のもとで調整させていただきたいと思います。

また、今回の報告を踏まえまして、市長が諮問をさせていただく場合には、日程について改めて調整させていただきますが、今、具体的には2月の上旬にはその予定をさせていただければと思っておりますので、お忙しい方ばかりで恐縮でございますが、ぜひご協力をお願いしたいと思っております。

それから諮問の仕方は、先ほど若干いろいろご意見ございましたので、今日は大体皆さんのが共通認識のラインがあるということが認識できておりますので、諮問の仕方についても、若干佐野委員長と調整させていただいて、工夫をさせていただければというふうに思っております。

ありがとうございました。

(終 了)